



障害児支援の強化に向けた福祉と特別支援教育における連携に関する調査
実践例 自治体の取り組み——神奈川県

- 発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターは、「かながわA（エース）」として中井やまゆり園（県営障害者支援施設）に設置している。教育との連携については、例えば、サポートネットワーク推進協議会を、教育委員会と年2回開催している。協議会では、「地域アセスメントシート」を活用して、現状分析をしながら、各市町村が何から取り組む必要があるかの気付きを促すための取組を初めている。
*各市町村のシートを検証
- 上記の各市町村のシートがあるHP上で確認できる。葉山町、海老名市を確認

考察

「圏域自立支援協議会」の活動が有機的に機能している点が興味深く感じた。また発達障害者支援センターの運営協議会の「地域アセスメント」が各地域に対して評価をし地域を支援していこうという点も注目される。発達障害の相談状況を踏まえた、福祉と特別支援教育の連携の必然性を感じる部分でもある。

第3章 都道府県自立支援協議会の実践例

②圏域の概況

神奈川県は、関東地方の南西端、東京都の南に位置し、県庁所在地は横浜市である。県全体の人口は900万人を超え、東京都に次ぐ人口の多さであるが、面積は約2,400平方キロメートルであり、人口密度が高い。

地形は、起伏の激しい山がちの西部地域、丘陵地性の東部地域、相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地とからなる中央地域に大きく分かれている。

本県では、平成9年に障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）を設定し、政令市を含む8圏域により構成されている。相談支援体制整備については、政令市2市では、障害者自立支援法施行以前から独自の相談支援体制を構築していたことから、法施行以降は都道府県自立支援協議会において両市の障害福祉主管課長が委員として参画することで、両市の相談支援体制の進捗状況について情報交換等を行っている。

また、相模原市については、1市で圏域を構成していることから、県の広域調整の位置づけから除くとともに、政令市同様に、都道府県自立支援協議会に参画する形を取っている（平成22年4月からは相模原市が政令指定都市に移行）。

県全体の人口が900万人を超え、4月からは政令市が3市となる都市部を抱える一方、県西圏域」のように、人口比率は県全体の4%だが、面積では県全体の25%を占めている圏域もあり、政令市と県所管域での社会資源の整備状況及び県所管域5圏域間での整備状況についても差異が見られる。

また、本県では、市町村ごとに設置されている地域自立支援協議会に加えて、「横須賀・三浦」、「湘南東部」、「湘南西部」、「県央」及び「県西」の複数の市町村から構成される圏域に「圏域自立支援協議会」を設置し、その運営を社会福祉法人に委託する形で、圏域自立支援協議会の構成員となっている、各地域自立支援協議会の運営状況の把握及び地域自立支援協議会の運営支援をはじめ、重層的な相談支援体制の構築を都道府県相談支援体制整備事業により「障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業」として行っている。

各圏域における地域自立支援協議会の状況は、隔月開催される「圏域事業調整会議（以下「調整会議」という。）にて把握・情報交換するとともに、多項目にわたる圏域ごとの課題についても、この調整会議の場で把握し、都道府県自立支援協議会で協議する議題調整等行っている（圏域自立支援協議会を設置しているため、この調整会議の役割が重要である）。

1【横須賀・三浦圏域】

中核市を含む4市1町から圏域を構成している。平成22年3月設置予定の地域自立支援協議会を含む5地域自立支援協議会がある。設置している協議会は全て単独設置で、未設置も含め、協議会の設置については、後発圏域であったが、地域生活支援事業のガイドライン作成や災害時の要援護障害者の受入れに関する協定所の締結等、地域自立支援協議会ごとに独自の取組が進められている。

また、圏域自立支援協議会では、短期入所サービスに係る課題について、年間の検討経過を県障害者自立支援協議会に報告する等の取組を行っている。

2【湘南東部圏域】

2市1町で構成。協議会は1市1町及び1市での2地域自立支援協議会がある。ひとつは、個別支援会議から抽出される地域課題に対する取組や障害福祉計画策定への参画等協議会が活性化しているが、もうひとつは、市町共同設置で協議会運営を進めてきたが、施策への反映状況等市町の取組状況に差があることから、必要な課題については協力・連携することとして、地域自立支援協議会については新たに個別に設置する方向で次年度に向け調整中である。

圏域では、障害者の就労促進に向けた検討経過のレポート作成や施設との協働による成年後見制度の利用促進に向けたモデル的な取組等を行っている。

第3章 都道府県自立支援協議会の実践例

3【湘南西部圏域】

3市2町で構成。3市ごとに3地域自立支援協議会及び2町共同設置による地域自立支援協議会の合計4つの地域自立支援協議会がある。

この圏域では、障害者自立支援法施行以前から相談支援体制の枠組みを活用して、早期から部会ごとの検討を進めている市や、隣接市町より取組みが遅れていたグループホーム入居者への家賃補助について、自立支援協議会での検討、提言を受け市の施策として実現した市のように、協議会が活性化している一方で、設置はしたが、部会のレベルでの取組みの活性化にむけ課題を残している地域もある。

また、圏域内に特別支援学校が6校あることから、圏域単位で「特別支援教育ネットワーク」を構成して障害児の課題について情報交換を行う等、圏域の社会資源の整備状況を踏まえた取組みが行われている。

4【県央圏域】

5市1町1村から構成しているが、地域自立支援協議会は4市が単独設置で、1市1町1村の共同設置の計5つの地域自立支援協議会がある。いずれも平成19年度上半期までに設置され、協議会も個別支援会議を基礎とした課題抽出が行われている地域である。

また、圏域単位で委託相談支援事業所による連絡会を定期的実施しており、専門相談機関を含めた支援困難事例に対する課題解決の取組みを行っている。

5【県西圏域】

2市8町で構成。「1市3町」と「1市5町」の2つの地域自立支援協議会がある。この圏域だけで、県全体の4分の1を占めているため、移動に時間を要する地域である。このため、事業所のカバーする地域が広範囲であること、観光地を抱え休日の道路事情の問題や利用者が点在していること等、サービス提供体制の確保の点で事業者が参入しにくい状況がある。こうしたことから、この圏域は、障害福祉サービス事業が2市に集中しており、町には資源が少ないため、圏域単位のネットワーク構築が重要であり、2期障害福祉計画策定において、圏域全体を視野に入れた障害福祉サービスの将来見通し及び必要なサービスの確保に向けた取組みを図っていくこととしている。

6 横浜市：市の自立支援協議会と合わせ、区ごとに自立支援協議会を設置予定である。(平成22年3月現在18区中17区に設置済)。相談支援体制についても、身近な相談者、個別支援会議を中心的に開催する区役所を始めとした一次相談機関、更生相談所や入所施設等の専門相談機関を中心とする二次相談機関の重層構造で展開している。

7 川崎市：7区からなり、市の自立支援協議会を最上位の協議会として、区ごとに自立支援協議会を設置している。相談支援体制については、「障害者生活支援センター」が基幹型と地域型に分かれて存在している。30数箇所の委託相談支援事業所があるが、そのうちの12箇所が基幹型となっており、区の自立支援協議会の運営や困難事例への対応などの機能を地域型のセンターに付加して行っている。

8 相模原市：平成19年度に市障害者自立支援協議会を設置。現在3部会構成。平成18年、19年に旧津久井郡4町を合併したため、1市ではあるが、旧相模原市域と津久井地域4町では、人口、面積、社会資源の整備状況について差異が見られる。1市で1障害保健福祉圏域を構成しているため、圏域自立支援協議会は設置していない。平成22年4月から制令市へ移行予定。

平成22年7月14日
相模原市報道提供資料

神奈川県立相模原養護学校における障害児放課後居場所づくり事業の概要

1 目的

学齢期にある障害児の地域における豊かな生活を目指し、学期期間中の放課後の時間帯及び長期休暇期間中の日中の時間帯における活動の場所を確保し、日中一時支援事業を実施することで、児童生徒の健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。

2 場所

神奈川県立相模原養護学校内プレイルーム（床面積84㎡）他

3 事業者・事業所名

社会福祉法人 相模福祉村 たんぼぼの家

4 実施期間

平成22年7月15日木曜日より事業を開始する。実施日は、土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く毎日。ただし、学校行事、授業等で実施が不可能な日を除く。実施時間については次のとおり。

(1) 学期期間中

- ・水曜日を除く平日 午後2時40分～午後5時（高等部は3時から）
- ・水曜日 午後1時30分～午後5時（高等部は2時から）
- ・上記以外の午前日課等変則日課の際は、日課終了時刻より開始する。

(2) 夏休み等長期休暇期間中

午前8時30分～午後5時

※ 学期期間中、夏休み等長期休暇期間中ともに、午後5時以降に継続して支援の希望があった場合は、事業者が系列の事業所において支援を実施する。

5 対象者

支給決定市町村により日中一時支援の支給決定を受け、且つ事業者と利用契約を結んだ小学生、中学生及び高校生の児童及び生徒。

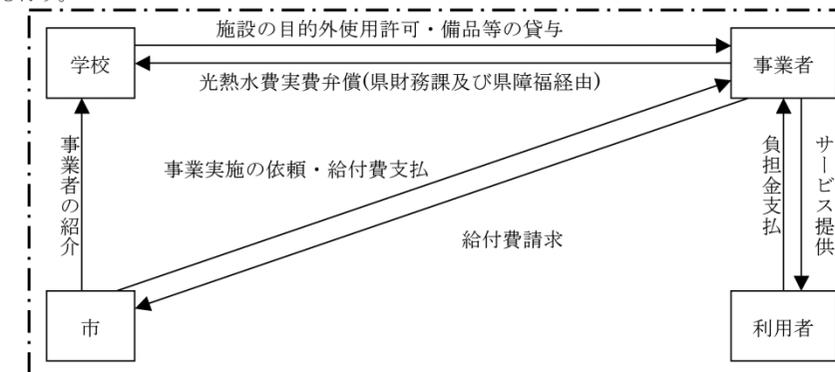
ただし、今年度は試行的に、神奈川県立相模原養護学校の生徒を対象とする。

6 利用定員

10名（募集は事業者が随時受け付ける。）

7 事業の実施体制

事業者は、日中一時支援により事業を実施する。また、必要に応じて送迎や食事提供などの支援も行う。



問い合わせ 障害福祉課
内線 2685 直通 042(769)8355

茅ヶ崎市記者発表資料
平成23年1月12日
保健福祉部障害福祉課 課長 安藤 茂
電話0467(82)1111内線3219

「学校施設開放事業」を実施します ～神奈川県内で2校目～

県立特別支援学校の学校施設開放事業は、「平成20年度県民からの政策提案」として神奈川県より採択され、平成22年度はモデル事業として神奈川県立茅ヶ崎養護学校で実施します。平成22年7月より県立相模原養護学校で実施されており、県内では2校目、政令市以外では初めての実施となります。

学校の開放スペースを活用し、放課後における障害児（者）の日中活動の場の確保と日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした日中一時支援事業を実施します。

場所

神奈川県立茅ヶ崎養護学校 自立活動室
(茅ヶ崎市西久保29番地1)

実施期間

1月19日(水)～3月17日(木)の毎週水曜日・木曜日 14時15分～17時
短縮授業の日は、実施しません。

実施日等

実施日	事業者	対象者	定員
第1、第3水曜日	かざぐるま	肢体不自由児	6人
第1、第3木曜日	ひかりのはな	小学部、中学部、高等部	10人
第2、第4水曜日	かめっこくらぶ	小学部3年生まで	10人
第2、第4木曜日	ゴロゴロクラブ	中学部、高等部	10人

※平成22年度は、茅ヶ崎養護学校の児童・生徒を対象とします。

費用（茅ヶ崎市）

時間	利用料
2時間未満	200円
2時間以上4時間未満	345円

※その他、おやつ代・教材費などがかかります。

利用について

利用を希望する方は、あらかじめお住まいの市町で日中一時支援の支給決定が必要です。決定後、利用する事業者との契約が必要となります。

兵庫県調査ヒアリングの報告書

1. 子どもの将来の自立に向けた発達支援に関すること

- 早期発見早期対応
- *健康推進会（保健師の会）で5歳児検診を検討中

2. 子どものライフステージに応じた一貫した支援に関すること

- 放課後支援
- *学童保育に障害児を入れることを推進
- *市町村で22年度から補助、特別支援学校等を開放し放課後支援を試行
- *県立特別支援学校に指導員（福祉事業所）を派遣（地域の育成会が主体：子ども基金など）
- *児童デイは福祉局で拡大を検討中と聞いている。（情報交換あり）
- ツール：個別支援計画
- *平成18年度より実施、県下の2/3の市町が実施している。（実態調査を実施：別紙）
- *「就学サポート計画」は就学前からの情報（発達支援記録）を
- *「個別の教育支援計画」は学齢期を小中と特別支援学校に分けて作成、導入としてフェイスシートを作成、利用
- *基本フォーマットを市町に提示、各市町で工夫しアレンジを加え利用している。

3. 家族を含めたトータルな支援

- *県としての活用・各市（圏域を含む）の取り組みは掌握状況
- 相談体制
- ・「ひょうご学習障害相談室」を設置：発達障害を中心とした相談を受け付ける。
- ・「ひょうご専門家チーム」派遣：学校等へのチームを派遣し相談を受ける。
- ・「特別支援教育コーディネーター研修」養成を行う。
- ・スクールアシスタントの強化 23年度圏域のアシスタントのアドバイザー（専門家）を設置予定

4. できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

- 自立支援協議会
- ・教育委員会として
- *市町特別支援連携協議会を開催：自立支援協議会と重なる構成員で会議を開催、自立支援協議会と合同で開催する市町もある。

考察

5自治体目となる今回のヒアリングはアンケート調査後の初の教育委員会単独（特別支援教育課）のヒアリングとなった。ここまで4自治体訪問ヒアリングでは、障害児支援について「福祉」主導で連携している印象を持っていた。しかし、今回のヒアリングで県から市町に対する調査を綿密に行うことで、県教委としての全体像を掌握しており、そのうえで福祉部局との連携を図り、なおかつその役割分担を明確にしている状況が2時間ほどのヒアリングでよく見てとれた。

「個別の就学サポート計画」の活用について

1 個別の就学サポート計画の作成の目的

特別な支援が必要な子どもたちの適切な就学と支援のためには、就学前における支援と、学齢期の「個別の教育支援計画」に基づく支援との関連性・継続性を果たせ、必要な情報を伝達するシステムを構築する必要があります。

障害のある子どもたちは、幼稚園や保育所、あるいは通園施設等に通って、保育や訓練等を受けたり、病院での診察を受けたり、療育機関等で相談・支援等を受けたりしています。

「個別の就学サポート計画」は、こうした様々な機関が連携を図り、LD等の特別な支援が必要な子どもたち一人一人の適切な就学や就学後の教育内容・方法や支援の充実を図るため、保護者とともに作成する道具です。

なお、ここで言う「個別の就学サポート計画」は、一般的に「個別の就学支援計画」と言われているものです。

2 個別の就学サポート計画の内容について

(1) 基本的な考え方

「個別の就学サポート計画」は、

- ① 円滑な就学を保證するための道具（ツール）です。
- ② 子どもの実態や就学前機関の支援の状況を引き継ぐために活用するもので、「発達支援記録」と「就学サポートシート」により構成されている。
- ③ 就学後の「個別の教育支援計画」の作成・算定の基礎資料となる情報を含む資料です。
- ④ 「個別の支援計画」の一頁として保護者が参画できる資料です。

(2) 基本的な構成内容

「個別の就学サポート計画」は、乳幼児健診の結果、保育所・幼稚園等の在籍状況、相談・支援の経過、特記事項等について記録された「発達支援記録」と就学前機関から就学後機関（小学校）との引継ぎに活用する「就学サポートシート」により構成されている。「就学サポートシート」に関しては、別添のサンプルを参照してください。

4 個別の就学サポート計画を通じて連携する関係機関等について

(1) 就学のための教育連携連絡会と市町発達障害児支援連絡会議について

教育委員会では、各市町教育委員会に「就学のための教育連携連絡会」を設置し、幼稚園や保育所、療育機関等の関係者と就学先の学校が情報交換する機会を設けることは大切です。

また、就学後は、「個別の教育支援計画」を算定したり、改訂したりする場合は、学校の教育機関が中心となって呼びかけ、関係者・機関による一人一人に就いた支援会議（ケース会議）を開催することが大切です。

「個別の教育支援計画」を算定する場合は、一人一人を個別関係者・機関が、支援会議（ケース会議）において、各関係者・機関による具体的な支援内容を明らかにする必要がある。そのために一人一人のニーズを把握し、そのニーズを踏まえた支援目標を関係者・機関が共通理解し、その支援目標を実現する支援内容について各関係者・機関が役割分担することになります。そのための支援会議（ケース会議）を実施することが大変重要です。

そのため、各市町において設置されている「市町発達障害児支援連絡会議」において、教育関係者が中心となって「教育支援部会」を組織し、これをもって「就学のための教育連携連絡会」として活動することが望ましいと思われれます。

(2) 発達障害者サポートファイルによる連携の在り方

各関係者・機関が市町発達障害児支援連絡会議を中心に、各関係者が一同に会し、該当幼児児童生徒についての情報交換を行い、スムーズな就学を進め、適切な支援を行うための協議を行っていくこととなります。

そのために、兵庫県健康生活部福祉局障害福祉課では、各市町に設置されている「市町発達障害児支援連絡会議」を通じて、「発達支援記録」等を活用して、各関係機関を「発達障害者サポートファイル」により連携するように整備を図っています。

なお、各市町教育委員会は、該当幼児の就学に当たり「就学のための教育連携連絡会（市町発達障害児支援連絡会議の教育支援部会）」において、綿密な協議を行い、円滑な就学指導を進めるための諸準備を整備することとなります。

※「発達障害者就学サポートファイル」については、「個別の教育支援計画の作成の手引き（試案）」を参照のこと。

就学サポートシート(引継ぎ用) ※記入要領	
氏名	
所属機関	
所属機関	
記入日	
相談メンバー	
項目	内容
1 これまでの取り組み	
(1)所属機関	<small>(注1) 子どもの実態や生活環境を把握するための取り組み、 このうち子どもの実態や生活環境を把握するための取り組みは、 発達支援記録に記録してください。</small>
(2)家庭生活	<small>(注2) 子どもの実態や生活環境を把握するための取り組み、 このうち子どもの実態や生活環境を把握するための取り組みは、 発達支援記録に記録してください。</small>
(3)余暇・地域生活	<small>(注3) 子どもの実態や生活環境を把握するための取り組み、 このうち子どもの実態や生活環境を把握するための取り組みは、 発達支援記録に記録してください。</small>
(4)健康・安全・相談	<small>(注4) 子どもの実態や生活環境を把握するための取り組み、 このうち子どもの実態や生活環境を把握するための取り組みは、 発達支援記録に記録してください。</small>
2 これまでの取り組みの評価	
(1)これからの方針	<small>(注5) 子どもの実態や生活環境を把握するための取り組み、 このうち子どもの実態や生活環境を把握するための取り組みは、 発達支援記録に記録してください。</small>
(2)所属機関	
(3)家庭生活	
(4)余暇・地域生活・卒業後の生活	
(5)健康・安全・相談	

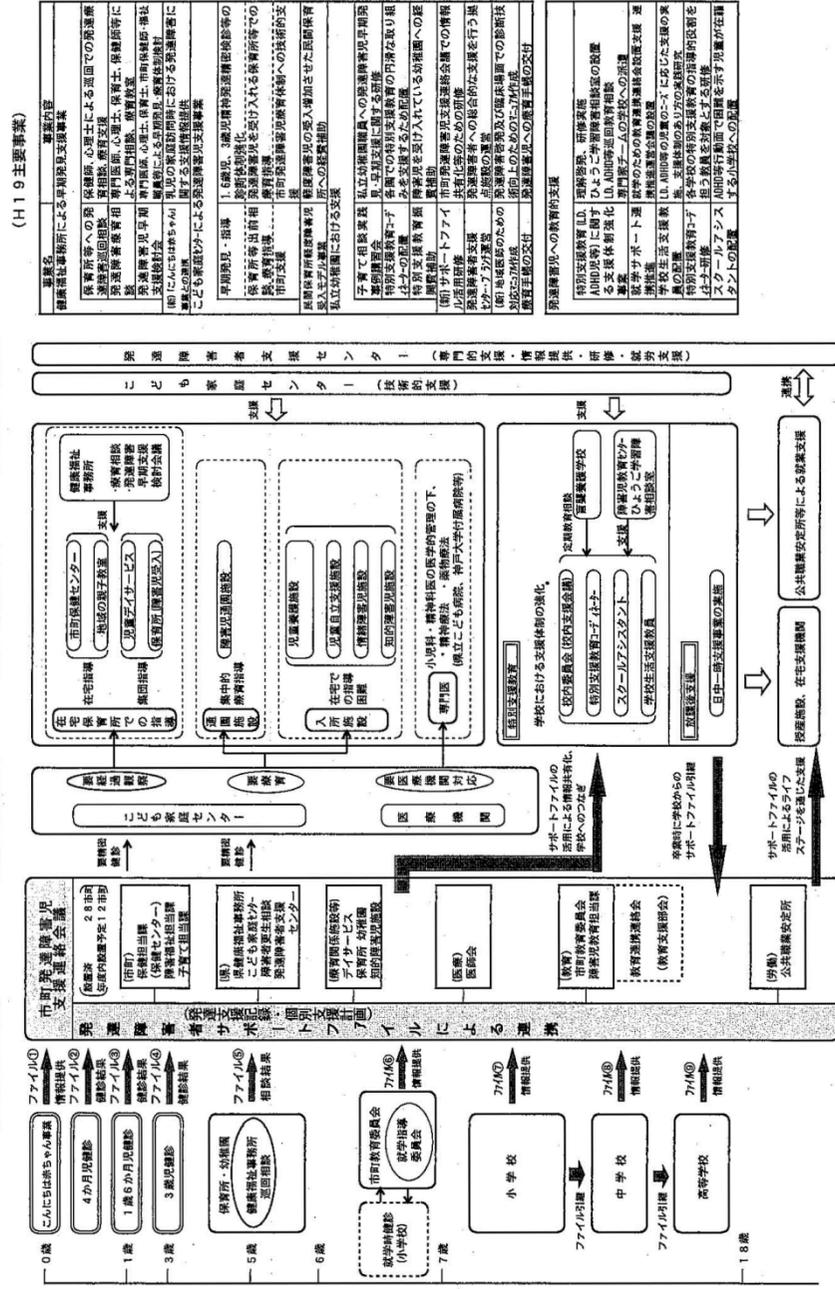
発達支援記録 [年 月 日作成]

より目 氏名	() 性 別	女
保護者氏名	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	平成〇〇年〇月〇日 (△歳)
	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	父 (35歳)、母 (32歳)、弟 (2歳)
〇乳幼児健診の結果		
〇か月健診 特に関心なし		
1. 6歳以降健診 「相談がスムーズに」「指差し未」で「要観察」。あそびの歌を紹介		
3 歳児健診 言葉の遅れがみられた。「単語は出るが、会話がなりたらない」「友だちとのやりとり遊びができない」で「要精査」		
保育所 幼稚園		
〇相談・支援の経過		
時期	相談機関等	相談等の概要
1 歳1か月時	〇保健センター	あそびの教室参加（体をつかった遊び、歌のかかわり方について学ぶ）
3 歳3か月時	〇こけいこセンター	3歳児健診精密検査を受け、エコー検査の結果、対人関係のまずさがあるとの発達評価。週1回の通園訓練。
4 歳1か月時	〇通園事業	知的障害を伴う自閉症と診断される。
4 歳5か月時	〇病院小児科	
〇特記事項 (配慮してほしいこと)	・話しかけるときは、短い言葉で指示してください。 ・トイレに行きたいときは、自分から「おしっこ」と言えます。大人が付き添ってください。 ・スケッチャールについては、絵カードを使用すると理解しやすいです。	

【監修者 〇〇市・町 氏名]

この記録を学校へ提供することについて了解します。
保護者氏名 〇〇 〇〇

作成：健康生活部障害福祉課



(H19 主要事業)

発達障害児支援センター	発達障害児支援センター	発達障害児支援センター	発達障害児支援センター
発達障害児支援センター	発達障害児支援センター	発達障害児支援センター	発達障害児支援センター
発達障害児支援センター	発達障害児支援センター	発達障害児支援センター	発達障害児支援センター
発達障害児支援センター	発達障害児支援センター	発達障害児支援センター	発達障害児支援センター

〔乳幼児から学校卒業までの一貫した支援体制〕

欄 作 成 ・ 策 定	乳 幼 児 期	学 齢 期	社 会 参 加 期 (特 殊)
	就学サポート計画 (就学サポートシート)	個 別 の (教 育) 支 援 計 画 (個別移行支援計画)	(ケアプラン)
職 業 ・ 福 祉 ・ (教 育)	医 療 ・ 福 祉 ・ (教 育)	医 療 ・ 福 祉 ・ (福 祉)	労 働 ・ 福 祉 ・ 医 療
関 係 事 業 等	【 市 町 発 達 障 害 児 支 援 連 絡 会 議 】 (健康生活部所管)		
具 体 的 活 動	【就学のための教育連携連絡会】		
	療育・福祉・教育 乳幼児健診 子育て支援 保育 地域療育等支援事業等	【小・中学校の校内委員会の設置】 校内支援の在り方 【特別支援教育コーディネーターの指名】 ①通常の学級での支援：スクール・アセスメント ②LD等通級指導教室：学校生活支援教員 ③障害児学級担任の支援	【兵庫県障害者雇用・就業支援ネットワーク】 (健康生活部所管)
	【就学時健診】 ○ 該当幼児の行動観察と円滑に受診できるための個別の配慮 ○ 該当幼児の保護者への入学に向けての相談紹介あるいは相談 ○ 療育機関での該当幼児の療育と保護者への子育て等のサポート ○ 【就学のための連携連絡会】による情報交換と支援策の協議	【入学準備期】 (12～3月) ○ 「就学のための連携連絡会」での具体的な支援策の協議 ・ 保護者の不安、保護者の悩み、保護者の悩み ・ 子どもの不安、子どもの悩み ○ 入学準備を含む条件整備を図る (環境調整等) ・ 校内委員会の設置による専門家の助言 ・ 利用の調整や準備期間の調整 ・ 校内委員会の設置 (個別移行支援計画) ・ スクール・アセスメント等の設置計画等	【入 学 後】 A ; 入学後に気づいた児童の場合 ・ 「就学のための連携連絡会」での就学前の情報収集の確立 ・ 保護者との面談及びひょうご学習障害相談室等の紹介等 ・ 校内委員会での協議 (教育的支援の工夫や配慮、教育措置の検討等) B ; 指導が非常に困難な児童の場合 ・ ひょうご専門家チーム等の専門家による指導助言 ・ 校内委員会において、指導方法の見直し及び通級指導教室等での対応 ・ 次年度以降の教育措置 (障害児学級を含む) 等の検討 C ; 保護者の理解が得られない場合 ・ 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会で相談及び対応を継続実施する。

